

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【公表番号】特表2019-507120(P2019-507120A)

【公表日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2018-537810(P2018-537810)

【国際特許分類】

C 07 D 487/04 (2006.01)
A 61 K 31/4985 (2006.01)
A 61 K 31/5025 (2006.01)
A 61 P 19/02 (2006.01)
A 61 P 17/06 (2006.01)
A 61 P 37/02 (2006.01)
A 61 P 13/12 (2006.01)
A 61 P 17/00 (2006.01)
A 61 P 11/06 (2006.01)
A 61 P 11/02 (2006.01)
A 61 P 25/00 (2006.01)
A 61 P 3/10 (2006.01)
A 61 P 1/00 (2006.01)
A 61 P 37/06 (2006.01)
A 61 P 19/00 (2006.01)
A 61 P 1/04 (2006.01)
A 61 P 27/02 (2006.01)
A 61 P 37/08 (2006.01)
A 61 P 43/00 (2006.01)

【F I】

C 07 D 487/04 1 4 7
C 07 D 487/04 C S P
A 61 K 31/4985
A 61 K 31/5025
A 61 P 19/02
A 61 P 17/06
A 61 P 37/02
A 61 P 13/12
A 61 P 17/00
A 61 P 11/06
A 61 P 11/02
A 61 P 25/00
A 61 P 3/10
A 61 P 1/00
A 61 P 37/06
A 61 P 19/00
A 61 P 1/04
A 61 P 27/02
A 61 P 37/08
A 61 P 43/00 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月17日(2020.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

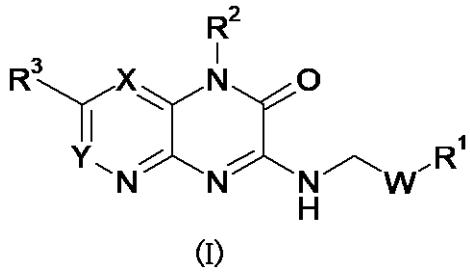
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

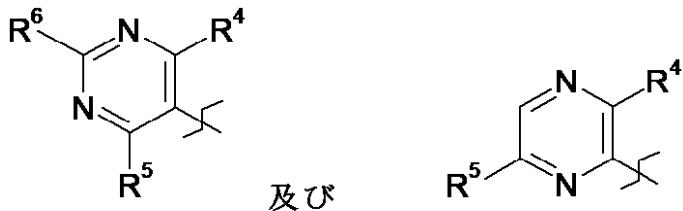
式(I)の化合物又は医薬的に許容されるその塩。

【化1】



(式中、XはN及びYはCであるか、XはC及びYはNであり、
 Wはピリジニル、ピリミジニル、及びフェニルから選択され、
 R¹は-S(O)_nR⁷、-S(O)_nNR⁸R⁹及び-S(O)(NH)R⁷から選択され
 、R⁷はC₁₋₃アルキルであり、R⁸及びR⁹は各々-Hであり、nは1又は2であり、
 R²は、C₃₋₆シクロアルキル、ハロゲン、-CF₃及び-CNから独立して選択される
 1つ又は2つの基で置換されてもよいC₁₋₆アルキルであり、
 R³は、

【化2】



から選択され、

R⁴及びR⁵は独立してC₁₋₃アルキル、シクロプロピル及びメトキシから選択され、
 R⁶はH、-NH₂、C₁₋₃アルキル、シクロプロピル及びメトキシから選択される)

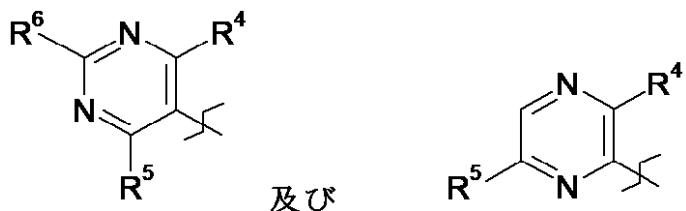
【請求項2】

XはN及びYはCであるか、XはC及びYはNであり、

Wは2-ピリジニル、3-ピリジニル、2-ピリミジニル及びフェニルから選択され、

R¹は-S(O)_nR⁷から選択され、R⁷はC₁₋₃アルキルであり、nは2であり、R²は、シクロプロピル、-CF₃及び-CNから独立して選択される1つ又は2つの基
 で置換されてもよいC₁₋₆アルキルであり、R³は、

【化3】



から選択され、

R⁴及びR⁵は独立してC₁₋₃アルキル、シクロプロピル及びメトキシから選択され、

R⁶はH及び-NH₂から選択される、請求項1記載の式(I)の化合物又は医薬的に許容されるその塩。

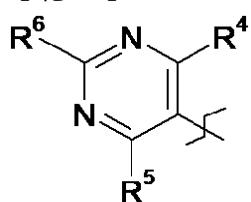
【請求項3】

XはN及びYはCである、請求項1記載の式(I)の化合物又は医薬的に許容されるその塩。

【請求項4】

R³は、

【化4】



である、請求項1記載の式(I)の化合物又は医薬的に許容されるその塩。

【請求項5】

XはN及びYはCであり、

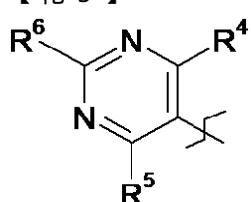
Wは2-ピリジニル又は3-ピリジニルであり、

R¹は-S(O)_nR⁷から選択され、R⁷はC₁₋₃アルキルであり、nは2であり、

R²はシクロプロピルで置換されてもよいC₁₋₅アルキルであり、

R³は、

【化5】



であり、

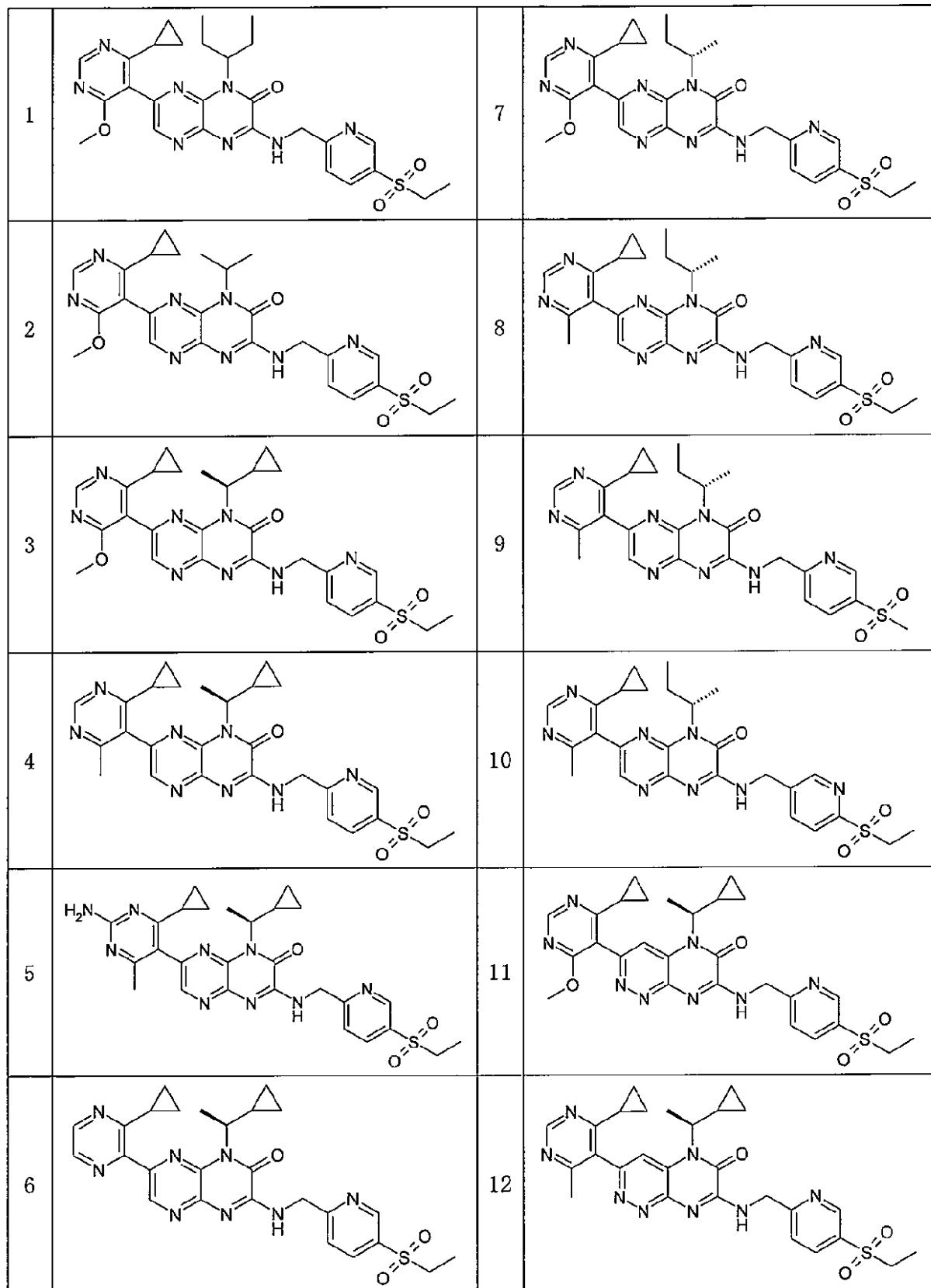
R⁴及びR⁵は独立してC₁₋₃アルキル、シクロプロピル及びメトキシから選択され、

R⁶はHである、請求項1記載の式(I)の化合物又は医薬的に許容されるその塩。

【請求項6】

下記化合物からなる群から選択される、請求項1記載の式(I)の化合物又は医薬的に許容されるその塩。

【化6】



【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の式(I)の化合物及び医薬的に許容される賦形剤又は担体を含む医薬組成物。

【請求項8】

自己免疫疾患又はアレルギー性疾患を治療するための医薬組成物であって、
請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の式 (I) の化合物又は医薬的に許容されるその塩
を含む、前記医薬組成物。

【請求項 9】

前記自己免疫疾患又はアレルギー性疾患は、関節リウマチ、乾癬、全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、強皮症、喘息、アレルギー性鼻炎、アレルギー性湿疹、多発性硬化症、若年性関節リウマチ、若年性突発性関節炎、I型糖尿病、炎症性腸疾患、移植片対宿主病、乾癬性関節症、反応性関節炎、強直性脊椎炎、クローン病、潰瘍性大腸炎及びブドウ膜炎から選択される、請求項 8 記載の医薬組成物。